

高等学校等就学支援金制度について

1 概要

- 国が高校の授業料を負担する制度で、全国の約8割の生徒が利用しています。
- 国から学校設置者に対して支給され、申請者への現金支給はありません。
- 申請されない場合は、授業料を納付していただくこととなります。
- 申請の結果、所得制限により不認定となった場合も、高校生等臨時支援（授業料無償化）制度を受けることができるため、授業料を納付いただく必要はありません。
※就学支援金を申請されない場合は、高校生等臨時支援制度を受けることができません。
- 授業料以外の諸会費については別途納入が必要です。
(学校への納入金が全額免除となるわけではありません。)

2 受給資格 ※以下のすべてにあてはまる方

- (1) 平成26年4月1日以降に県立高等学校に入学していること（専攻科を除く）
- (2) 生徒本人が国内に住所を有していること
- (3) 高等学校等を卒業又は修了していないこと
- (4) 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと
(以前に在籍していた学校の在学期間も含みます。)
- (5) 保護者等について、以下の計算式により計算した額が **30万4,200円未満**の方
(年収目安：4人世帯で約910万円未満)

【算定基準額】 **(市町村民税の) 課税標準額 × 6% - (市町村民税の) 調整控除の額**

※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除の額に3/4を乗じて計算

※保護者等が2名の場合、2名分の合計額により判定

3 支給額 ※国から学校設置者へ交付され、授業料に直接充当されます

118,000円/年 (9,900円/月)

4 申請方法・期限

オンライン申請システム又は書類提出により申請手続きを行ってください。

(申請手順については、別紙 オンライン申請システム 案内チラシを参照)

申請期限：令和7年4月30日（水）

5 その他

- (1) 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制・通信制は48月）を超過する場合は、別途、上限12月（定時制・通信制は24月）の授業料等支援制度があります。
- (2) 算定基準額を超えているものの、やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合、家計急変支援制度を利用できる場合があります。事務室までご相談ください。
- (3) 就学支援金とは別に、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）の場合、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度があります。

※オンライン申請システムのログインID・パスワード通知書は 3年間を通じて就学支援制度で使用しますので大切に保管してください。